

東京都が行っている「緩衝建築物」の 助成制度をご存知ですか？

環七・環八に面している住宅・店舗・非住宅の建替え・新築が対象
(3階相当分まで)

住宅の場合、対象面積が**100㎡**当たり 約**200万円**
店舗・非住宅の場合は、**100㎡**当たり約**250万円**
が助成されます。

助成を受けるには、条件がございますので
★ お気軽にご相談ください。 ★

東京都緩衝建築物の建築費等一部負担

検索

【問い合わせ先】

東京都 建設局 道路管理部
管理課（沿道整備担当）

TEL : 03-5320-5279